

# 山梨県公報

号外第七十一号

平成二十六年

十二月二十二日

月 曜 日

## 目次

### 規 則

○山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

## 規 則

### 山梨県規則第三十七号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十の表建築住宅課の部二十の款中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同款1の項中「組合設立」を「組合の設立」に改め、同款2の項を削り、同款3の項中「の規定」を「(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定」に、「修正命令」を「修正の命令等」に改め、同項を同款2の項とし、同款中4の項及び5の項を削り、6の項を3の項とし、同款7の項中「組合解散」を「組合の解散」に改め、同項を同款4の項とし、同款8の項を削り、同款9の項中「の規定による決算報告」を「(第三百三十八条において準用する場合を含む。)の規定による決算報告書」に改め、同項を同款5の項とし、同款10の項中「建替事業の施行」を「マンション建替事業」に改め、同項を同款6の項とし、同款11の項を削り、同款12の項中「基準又は規約及び」を「規準若しくは規約又は」に改め、同項を同款7の項とし、同款中13の項を8の項とし、14の項を削り、同款15の項中「承認」を「選任の承認」に改め、同項を同款9の項とし、同款16の項中「建替事業の廃止及び」を「マンション建替事業の廃止又は」に改め、同項を同款10の項とし、同款17の項を同款11の項とし、同項の次に次のように加える。

12 第九十四条第一項及び第三項の規定による管理規約の認可 ○

別表第二の十の表建築住宅課の部二十の款18の項中「建替事業に係る報告の徴収及び勧告等」を「マンション建替事業に係る報告の徴収等」に改め、同項を同款13の項とし、同款19の項中「建替事業に係る措置命令」を「組合又は個人施行者に対する措置の命令」に改め、同項を同款14の項とし、同款20の項を同款15の項とし、同款21の項中「に対する措置命令」を「のした処分取消し等の命令」に改め、同項を同款16の項とし、同款22の項中「に対する」を「の設立の」に改め、同項を同款17の項とし、同款23の項中「総会」の下に「又は総代会」を加え、同項を同款18の項とし、同款中24の項を19の項とし、25の項を20の項とし、同款26の項中「の施行する事業等の違反に対する措置命令」を「に対する検査及び個人施行者をした処分の取消し等の命令」に改め、同項を同款21の項とし、同款27の項中「個人施行者の事業」を「マンション建替事業」に改め、同項を同款22の項とし、同款中28の項を削り、29の項を23の項とし、同項の次に次のように加える。

24 第二百一条第一項の規定によるマンションを除却する必要がある旨の認定	○		
25 第二百四条第一項の規定による要除却認定マンションの区分所有者に対する指導及び助言		○	
26 第二百四条第二項の規定による要除却認定マンションの区分所有者に対する指示	○		
27 第二百四条第三項の規定による要除却認定マンションの区分所有者が指示に従わない旨の公表	○		
28 第二百五条第一項の規定による容積率の特例の許可	○		
29 第二百九条第一項の規定による買受計画の認定	○		

別表第二の十の表建築住宅課の部二十の款30の項を次のように改める。

30 第百十一条第一項の規定による買受計画の変更の認定	○			
-----------------------------	---	--	--	--

別表第二の十の表建築住宅課の部二十の款に次のように加える。

31 第百十四条第一項の規定による認定買受計画に係る報告の徴収		○		
32 第百十四条第二項の規定による認定買受人に対する勧告		○		
33 第百十四条第三項の規定による認定買受人が勧告に従わない旨の公表		○		
34 第百二十条第一項の規定による組合の設立の認可		○		
35 第百三十四条第一項の規定による定款又は資金計画の変更の認可		○		
36 第百三十七条第四項の規定による組合の解散の認可		○		
37 第百四十一条第一項後段（第百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による分配金取得計画の認可		○		
38 第百六十条第一項の規定によるマンション敷地売却事業に係る報告の徴収等		○		
39 第百六十条第二項の規定による組合に対する措置の命令		○		
40 第百六十一条第一項及び第二項の規定による組合に対する検査		○		
41 第百六十一条第三項の規定による組合のした処分取消し等の命令		○		

42 第百六十一条第四項の規定による組合の設立の認可の取消し		○		
43 第百六十一条第五項の規定による総会又は総代会の招集		○		
44 第百六十一条第六項の規定による投票の実施		○		
45 第百六十一条第七項の規定による議決等の取消し		○		
46 第百六十三条の規定による技術的援助		○		

**附 則**

この規則は、平成二十六年十二月二十四日から施行する。